

令和8年

2月農業委員会総会議事録

■日時	2026年（令和8年）2月13日（金）14：30～14：47	反訳：株式会社 会議録研究所
■場所	和泉市役所 本館 5-A会議室	
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（13名） 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 辻林 孝幸 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 岡田 如弘 [欠席委員] 計（1名） 1 西川 文三 [事務局] 計（5名） 森 博紀 仲野 文三 岸田 忠仁 麓 信也 伊藤 真琴	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和8年2月の農業委員会総会を開催させていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（会長挨拶）</p> <p>それでは、早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日の委員会に出席いただいております委員は13名でございます。欠席の旨、連絡のありました委員は、1番西川委員でございます。</p> <p>したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、友田会長、議事進行、引き続きよろしくをお願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名人には、6番山口一美委員さん、7番井坂常典委員さんの御両名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>2月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第2号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転3件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。</p>

事務局

議案第1号、1番、福瀬町の物件について、事務局から説明願います。

事務局の伊藤でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は福瀬町で、地目は田4筆、畑1筆、面積は合わせて1,832.3平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から300m、車で1分の距離に位置しております。

譲受人は現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農地に迷惑をかけないように耕作します。」とのことです。

続きまして、地区担当の仲野委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、水稻及び果樹栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻及び果樹栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、2番、芦部町、一条院町、阪本町の物件につきまして、西辻委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

(3番西辻達佳委員退室)

それでは、2番について、事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページから4ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は芦部町、一条院町、阪本町で、地目は田13筆、面積は合わせて5,028平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から500m、徒歩4分の距離に位置しております。

譲受人は現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農地に迷惑をかけないように耕作します。」とのことです。

続きまして、井阪武範委員から受けました調査結果を報告いたします。

友田会長

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。

(3番西辻達佳委員入室)

続きまして、議案第1号、3番、池田下町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

議案書4ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は池田下町で、地目は畑1筆、面積は714平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から3km、車で15分の距離に位置しております。

譲受人は現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は80日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農地に迷惑をかけないように耕作します。」とのことです。

続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、使用貸借権設定1件に関する申請を別表のとおり定めます。

議案第2号、1番、浦田町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書6ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は浦田町で、地目は田2筆、面積は実測で1,041.13平方メートル、転用目的、設定人、被設定人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は、水道管と下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあって、おおむね50m以内にひかり歯科及び咲花病院があるため、第3種農地と判断されます。

転用目的は農業用倉庫で、被設定人は認定農業者として和泉市を拠点に農業経営を拡大しており、現在使用中の農業用倉庫が手狭であるため、自宅や既存の農業用倉庫からも近く、利便性に優れた申請地を家族から使用貸借にて借り受けて、乾燥・もみすり機能つきの農業用倉庫に転用するもので、倉庫内には大型の乾燥機6台・もみすり機1台のほか、コンバインやタマネギ移植機などの農業用機械17台や農作物の保管場所として利用する計画となっております。

続きまして、地区担当の讃岐委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、休耕地となっており、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。設定人及び被設定人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、被設定人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、適格者証明願1件に関する願出を別表のとおり定めるものといたします。

議案第3号、1番、池田下町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

事務局の岸田でございます。

議案書8ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は池田下町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,496平方メートルでございます。

被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、地区担当の山口委員と現地調査を行いましたところ、水稻栽培をされている農地であり、営農していく意思を確認いたしました。

友田会長

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。
以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。
この件について、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)
異議なしということで、議案第3号、1番については許可することに決定いたします。
続きまして、報告案件に移ります。
議案書9ページをお願いいたします。
報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用5件を専決により受理しましたので報告いたします。
議案書10ページを御参照ください。
続きまして、議案書11ページをお願いいたします。
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を専決により受理しましたので報告いたします。
議案書12ページを御参照ください。
以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。
これで、農業委員会総会を終了させていただきます。
本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。

閉会時間 14時 47分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員